



2025年9月29日

各位

会社名 株式会社エンバイオ・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 中村 賀一  
(コード番号：6092 東証スタンダード市場)  
問合せ先 経理部長 田中 雅弘  
TEL 03-5297-7155(代表)

### (訂正) 適時開示資料「譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年9月26日に公表いたしました「譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」につきまして、訂正すべき箇所がございましたので、以下の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

#### 【訂正箇所】

(訂正前)

#### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月2日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 18,000株
(3) 処分価額	1株につき633円
(4) 処分総額	11,394,000円
(5) 割当予定先	当社取締役(社外取締役を除きます。) 3名 3,900株 当社従業員 8名 3,300株 当社子会社取締役 5名 5,300株 当社子会社従業員 <u>15</u> 名 5,500株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月26日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを、2021年5月26日の取締役会で決議しております。

また、2019年5月22日付「譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的かつ企業価値の向上を図ることを目的として、また、継続的な勤務を促すことを目的として、付与される株式に譲渡制限期間を設定した特定譲渡制限付株式制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを、2019年5月22日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役3名に対し、金銭報酬債権合計2,468,700円(以下、現物出資財産として給付されることとなる金

金銭報酬債権を総称して「本金銭報酬債権」といいます。)を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式3,900株を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役の地位を退任する日までとしております。

また、当社及び当社子会社は、本日開催のそれぞれの取締役会において、当社子会社の取締役(以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。)並びに当社及び当社子会社の従業員(以下、「対象従業員」といいます。なお、対象取締役等と対象従業員を総称して「割当対象者」といいます。))28名に対して本金銭報酬債権合計8,925,300円を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、当社子会社の取締役及び対象従業員28名が当社又は当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式14,100株(以下、割当対象者向けに処分する株式を総称して「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

(訂正後)

## 1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月2日		
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 18,000株		
(3) 処分価額	1株につき633円		
(4) 処分総額	11,394,000円		
(5) 割当予定先	当社取締役(社外取締役を除きます。)	3名	3,900株
	当社従業員	8名	3,300株
	当社子会社取締役	5名	5,300株
	当社子会社従業員	<u>16名</u>	5,500株

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月26日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを、2021年5月26日の取締役会で決議しております。

また、2019年5月22日付「譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的かつ企業価値の向上を図ることを目的として、また、継続的な勤務を促すことを目的として、付与される株式に譲渡制限期間を設定した特定譲渡制限付株式制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを、2019年5月22日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役3名に対し、金銭報酬債権合計2,468,700円(以下、現物出資財産として給付されることとなる金銭報酬債権を総称して「本金銭報酬債権」といいます。)を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式3,900株を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役の地位を退任する日までとしております。

また、当社及び当社子会社は、本日開催のそれぞれの取締役会において、当社子会社の取締役(以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。)並びに当社及び当社子会社の従業員(以下、「対象従業員」といいます。なお、対象取締役等と対象従業員を総称して「割当対象者」といいます。))29名に対して本金銭報酬債権合計8,925,300円を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づ

き、当社子会社の取締役及び対象従業員 29 名が当社又は当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 14,100 株（以下、割当対象者向けに処分する株式を総称して「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

以 上